

平成 25 年 6 月 28 日

肝炎対策推進協議会御中

浅倉美津子、阿部洋一、天野聰子、有川哲雄  
大賀和男、清本太一、武田せい子

### 平成 26 年度予算要求に係る要望について

日頃、肝炎対策についてご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書に関する患者・遺族委員の要望をとりまとめましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

#### 1. 医療費助成について

- ・ウイルス性肝炎(肝硬変・肝がんも含む)に係るすべての医療について医療費助成制度を創設して下さい。
- ・肝炎患者等の高齢化・重篤化が進んで来ており、肝炎の進行を抑える治療が重要となっています。それらに対して効果の高い少量長期インターフェロン治療を医療費助成制度の対象として下さい。
- ・B型肝炎の核酸アナログ剤による治療期間が長く、患者負担が大きいことから医療費助成限度額を引き下げて下さい。
- ・B型肝炎の核酸アナログ製剤治療前の検査費用を医療費助成制度の対象として下さい。
- ・医療費助成制度の存在・内容をウイルス性肝炎患者に周知徹底する広報を、国が責任をもって行って下さい。

#### 2. 早期保険適用について

- ・インターフェロン治療の効果予測のための遺伝子検査を保険適用にして下さい。
- ・肝炎患者の重篤化が進んでいます。「自己骨髄細胞投与療法」、「粒子線治療」を迅速に保険適用にして下さい。
- ・「非環式レチノイド」をがん患者が誰でも使用できるよう迅速に対応して下さい。

#### 3. 肝炎ウイルス検査について

- ・基本指針において「すべての国民が少なくとも一回はウイルス検査を受検することが必要」としていることから、国民が希望すれば無料で受検できるよう予算措置をして下さい。

- ・一昨年度の「肝炎検査受検状況実態調査把握事業」の実施結果を踏まえ、ウイルス検査受検率向上、受検率の把握、陽性者の医療機関への受診勧奨を行うための予算措置を行って下さい。
- ・健康増進事業の肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューを来年度も継続実施して下さい。また、国の負担割合を増額して下さい。
- ・現在個別勧奨未実施、年齢制限を設けている自治体が多数あります。個別勧奨の実施と年齢制限を撤廃するよう要請して下さい。また、個別勧奨メニューを遅れて開始した自治体は5年間出来るよう取り計らって下さい。
- ・肝炎ウイルス検診を特定健診の標準項目に入れてください。
- ・職域のウイルス検査の受診率を上げるため健康保険組合などへ検査費用の助成をするよう予算措置をして下さい。

#### 4. 医療提供体制の確保について

- ・基本指針では肝炎患者支援手帳について「肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携に資する」となっています。この主旨を各都道府県に徹底し肝炎患者に配布するよう予算措置をして下さい。
- ・基本指針では「肝炎患者は肝炎医療を専門とする医療機関において治療方針の決定を受けることが望ましい」となっていることから、各地域の特性に応じた診療体制を作るための地域連携を進める予算措置を行うこと。また、各都道府県がどのような対策をとり、どのような運用をしているのか、実態調査をして調査結果を公表して下さい。
- ・肝炎治療の均てん化を図るため、肝炎治療に係る医師の研修を実施して下さい。
- ・地方公共団体、職域などで保健指導、相談事業などを進める「地域肝炎治療コーディネーター」の育成を進めるなど、地域連携の体制を作るための施策の予算措置をして下さい。
- ・基本指針には「肝炎患者等が働きながら継続的に治療を受けることができる環境づくりに向けて必要な働きかけを行う」とされており、治療に伴う休暇、休業補償などについて関係者等が協議する場を設置するなどの予算措置をして下さい。

#### 5. 調査・研究について

- ・基本指針に盛り込まれた研究等は、肝炎対策の重要事項であり、迅速な対応が求められています。研究等の進捗について協議会に報告し、終了前でも予算に反映して下さい。
- ・B型肝炎に対する新薬開発等に係わる予算措置を継続して下さい。

#### 6. 肝炎に関する啓発及び知識の普及などについて

- ・あらゆる世代の国民が肝炎に係わる正しい知識を持ち、肝炎対策が促進されるよ

うマスメディア、自治体の広報誌等を使って啓発・広報をして下さい。

- ・医療機関、介護施設等の職員に対する肝炎ウイルスの適切な感染予防策と不当な差別的取り扱いの防止策を研修して下さい。

#### 7. 身体障害者福祉制度に関する要望

身体障害者手帳の交付基準が厳しく実態に即していません。行政研究の中間報告をまとめて同制度を見直し、必要な予算措置をして下さい。

#### 8. その他

- ・肝炎対策推進計画策定は都道府県によってレベルが大きく異なる。レベルアップするため、各県の行政担当者、肝炎対策協議会委員が共に研修する研修会開催の予算措置をして下さい。
- ・基本指針には「都道府県単位の肝炎対策を推進するための計画を策定し、地域の実情に応じた肝炎対策を推進することが望ましい」となっていることから、どの様に進められているか調査・公表し、未実施の都道府県に「肝炎対策計画」を作成するよう働きかけると共に、必要な予算措置をして下さい。

以上